



宮 崎 県 公 報

令和8年10月5日（月曜日） 第 751号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先
人不明について……………（自然環境課） 1

公 告

○土地改良区の役員の退任の届出……………（団体指導検査課） 1
○落札者等の公告…………… 1

公安委員会公告

○機械警備業務管理者講習の実施について…………… 1

告 示

宮崎県告示第 694号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和8年宮崎県告示第 616号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する日南市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年10月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
日南市役所
河野シヅエ、河野徳太郎、佐藤平七、佐藤知吉、中村被七、崎村湛、柳田トエ
- 2 通知の要旨
(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和8年宮崎県告示第 616号によること。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、向山土地改良区（高千穂町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和8年10月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	飯 干 英 雄	西臼杵郡高千穂町大字向山2660番地
理 事	甲 斐 只 一	西臼杵郡高千穂町大字向山4506番地

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和8年10月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
土木の設計図書等検索システム構築業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県県土整備部技術企画課技術調整担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年8月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社南日本ネットワーク
宮崎市高千穂通2丁目5番25号
- 5 随意契約に係る契約金額
35,270,730円
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第 372号）第11条第1項第1号に基づく随意契約

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第15号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年10月5日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 慈 舟

1 講習の実施日及び定員

講 習 種 別	講 習 の 実 施 日	定 員
機械警備業務管理者講習	令和8年12月14日（月）から 12月17日（木）まで	15人

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

3 講習の実施要領

- (1) 講習は、一般社団法人宮崎県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習の最後に、修了考査（5肢択一式40問、100分）を実施し、80パーセント以上の正解者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出日時

講 習 種 別	提 出 日 時
機械警備業務管理者講習	令和8年11月9日（月）から11月20日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。

郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類

受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）1通

5 手数料

4の受講申込の際、39,000円に相当する額の宮崎県収入証紙を納入すること。

手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。